

佐賀県規則第18号

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和31年佐賀県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第2条、第3条関係） 報酬及び職務の級表			別表（第2条、第3条関係） 報酬及び職務の級表		
職名	報酬日額	職務の級	職名	報酬日額	職務の級
略	略	略	略	略	略
佐賀県文化財保護審議会委員	略	略	佐賀県文化財保護審議会委員	略	略
			<u>博物館及び美術館協議会の委員</u>	<u>9,500円</u>	<u>行政職6級</u>
			<u>九州陶磁文化館協議会の委員</u>	<u>9,500円</u>	<u>行政職6級</u>
			<u>名護屋城博物館協議会の委員</u>	<u>9,500円</u>	<u>行政職6級</u>
			<u>佐賀城本丸歴史館協議会の委員</u>	<u>9,500円</u>	<u>行政職6級</u>
			<u>図書館協議会の委員</u>	<u>9,500円</u>	<u>行政職6級</u>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。